

9/12 五 旗

## 農業基本法改定

## 農政審が答申

農林水産相の諮問機関である  
食料・農業・農村審議会は11  
日、食料・農業・農村基本法改  
定へ向けた答申を野村哲郎農水  
相に提出しました。国民の食料  
を国内でどれだけ確保できてい  
るかを示す食料自給率について  
は、「目標の一〇」に格下げし  
ました。

答申は、基幹的農業従事者  
(田舎的)自分の仕事として農  
業を営む人の減少・高齢化、  
食料自給率の低迷など、現行基  
本法制定以降の情勢の変化や課  
題を記述。しかし、政策の問題

「この検証はなく、世界貿易機関  
(WTO)協定などの際限のな  
い輸入自由化、欧米に比べ貧弱  
な価格保障・所得補償なし失敗  
した農政への総括・検証があり  
ません。

農政の「原則の方針」では、  
国が需給・價格に責任を持たな  
い「適正な價格懸念」や「需要  
に応じた生産」「生産性の高い  
経営体」の育成、「海外市場を  
見据えた農業・食品産業への転  
換」「スマート農業の推進」な  
ど旧来の政策ばかりです。

が、答申は触れていません。一  
方で、「不測の事態」の際に國  
が特定の作物の生産を強制する  
立法措置の検討も促していま  
す。

農業者、消費者の願いに応える  
には、食料自給率向上を国政の  
中心課題にすべく、價格保障・  
所得補償の充実など農業が続  
けられる政策、農産物輸入自由  
化路線からの転換が急務で  
す。

コメントでは「国産増産」な  
どの声が多く寄せられました  
が、答申は触れていません。一  
方で、「不測の事態」の際に國  
が特定の作物の生産を強制する  
立法措置の検討も促していま  
す。

## 失政への反省なし